

河畔林の伐採行為等について

河川敷地内の竹木を「採取※」又は「伐採」、河川敷地内に竹木を「堆積」のいずれかの行為を行う場合は、河川管理者の許可を受けなければなりません。

これらの行為を行う場合は、事前に下記の連絡先に連絡・相談をお願いします。

※「採取」とは、河川敷地から樹木を持ち出す行為のことです。

また、河川区域内の樹木採取を目的とする「公募型樹木採取試行」の公募も随時行っておりますので、詳細についてはオホーツク総合振興局網走建設管理部のHPで確認するか、下記の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】

オホーツク総合振興局網走建設管理部

維持管理課 河川管理係 TEL 0152-41-0725 網走市北 7 条西 3 丁目

事業課 施設保全室 TEL 0152-41-0738 網走市北 7 条西 3 丁目

北見出張所 施設保全室 TEL 0157-25-7311 北見市緑ヶ丘 3 丁目 1-14

紋別出張所 施設保全室 TEL 0158-24-2196 紋別市新生 39-42

斜里出張所 施設保全室 TEL 0152-23-3141 斜里町文光町 18

遠軽出張所 施設保全室 TEL 0158-42-3165 遠軽町福路 1 丁目

興部出張所 施設保全室 TEL 0158-82-2115 興部町字興部 10

【根拠法令】

○河川区域内の竹木を採取

〈河川法〉

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

河川法施行令

第十五条 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

○河川区域内の竹木を伐採

〈河川法〉

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

河川法施行令

第十五条の四 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める軽易な行為は、次に掲げるものとする。

- 一 河川管理施設の敷地から十メートル以上離れた土地における耕耘うん
- 二 法第二十六条第一項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に積もつた土砂等の排除
- 三 地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採
- 四 前三号に掲げるもののほか、河川管理者が治水上及び利水上影響が少ないと認めて指定した行為

○河川区域内に竹木を堆積

〈河川法施行令〉

第十六条の八 次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない。

- 一 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。
- 二 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は設置すること。